

区立保育園で行われた不適切な保育への
対応及び検証状況について

1 主旨

令和2年12月1日に本委員会に報告した「区立保育園における不適切な保育に関する特別指導検査の結果及び「区立保育園における保育のあり方検討会」の設置について」のとおり、外部有識者による「区立保育園における保育のあり方検討会」（以下、「検討会」という）を設置し、現在、有識者からの助言を踏まえながら、不適切な保育に関する検証や全区立保育園における再発防止に向けた改善策について検討を進めている。

検討会における現時点での検証状況の報告と令和2年12月2日以降の当該不適切な保育事例への対応について、報告する。

2 経過

令和2年12月 8日（火）・9日（水）

当該保育園における臨時保護者会

12月18日（金） 第1回検討会開催

12月25日（金） 特別指導検査にかかる改善状況報告書の提出

（注：指導権限のある区から保育所運営を行っている区
に対して提出を求めた。）

令和3年 1月22日（金） 第2回検討会開催

3 検討会の実施状況

（1）委員からの主な意見

- 特別指導検査で指摘を受けた9つの行為（別紙1参照）について、児童相談所では、保護者がこのような行為を子どもにしたら、心理的虐待になると保護者に説明し、注意喚起している。不適切な保育＝虐待であるという認識を持っている。
- 区巡回指導相談においてあげられた園の課題や改善点について、園にフィードバックが行われておらず、改善すべきである。
- 職員の育成に関して、入庁時・5年・10年といったスパンで個々の保育士としての能力や適性をスキルアップしていく必要がある。
- 当該保育園だけでなく、保育課も含めた区立園全体として、今後、改善が必要である。

（2）検討会における到達点

- 児童相談所への聞き取り等を踏まえ、虐待の定義（注）と今回の9つの行為と改めて比較検証し、区として「虐待にあたる」とする判断について第2回検討会で報告したところ、9つすべての行為について虐待にあたるという認識を共有した。
（注）虐待による判断は、子どもの立場から子どもにとって有害かどうかで判断すべきものであること
- 巡回指導の報告用紙の再検討を行い、課題点や助言を各園に報告し、改善報告を求め

る様式に変更し、令和3年度から実施することとした。

○保育士としての職員育成をどのように行っていくかを再検討する必要があるため、区の人事制度や研修体系を再度調べることとなった。

○別紙2「区立保育園改善に向けた取り組み」を作成し、今後の改善取り組みについて、検討会で報告し、共有した。

(3) 検討会における検討内容と到達点

日	検討内容	到達点 ※3回目以降は到達目標
第1回	検討会の進め方の確認と不適切な保育についての概要説明。説明を受けての委員からの質疑	検討会の進め方の決定と不適切な保育の概要についての認識共有。
第2回	不適切な保育の検証（当該保育士及び組織の要因について）と改善点の抽出。	不適切な保育の要因と考えられる改善点についての認識共有。
第3回	第2回検討会で出た検証結果と改善点及びこれまでの到達点を踏まえ、具体的な改善策と提言についての議論	具体的な改善策と提言について議論し、報告書の概要をまとめる。
第4回	全体のとりまとめと提言についてのまとめ	全体のまとめを行い、報告書に反映する。

4 今後の予定

令和3年2月中旬 第3回検討会開催

3月中旬 第4回検討会開催

下旬 検討会による報告書とりまとめ

4月 区福祉保健常任委員会にて、とりまとめの報告

子ども・子育て支援法に基づく特別指導検査で指摘を受けた内容

検査事項	改善を要する事項
指導検査における検査事項・項目	①根拠規定 ②検査結果（検査実施にあたり確認した状況） ③改善を要する事項

(検査結果)

検査事項	改善を要する事項
保育内容 保育の状況	<p>①区条例第5条及び第10条、児童福祉法33条の10、児童虐待の防止等に関する法律第3条、保育所保育指針第1章1(5)ア</p> <p>②心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○午睡の際、寝入りばなの子どもに、二つ折りにした敷布団を、上半身に落とす行為をした。 ○食事の片付けの時、行動がゆっくりの子に「まだ終わってなかったのか」と言いながら、頭の上に音がするくらい両手を振り下ろしてあてた。 ○次の通り、乱暴な言葉を使用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備の時、座っていない子どもに「何回も言ってんだろ」と言った。 ・着替えをしていたが手間どっていた子に「何でこんなことも分かんねえんだ」と言った。 ○食事の際、泣いてしまった子どもを隣室に1人にした。 ○食事の際、飲み込めなくても口から出してはいけないと強く指導をした。 ○おやつを食べなかった子どもの指導で、泣いていた子どもを年齢より下のクラスに連れて行った。 ○トイレにトイレットペーパーでいたずらを2日続けた子どもに対し、オムツを使用していないのに「トイレが使えないやつはオムツで寝かせるぞ」と言った。 ○午睡の際、おでこに消しゴムを置いて動けないようにして寝かせる行為をした。 ○幼児クラスの午睡の際、視界をふさぐように子どもの顔にバスタオルをかぶせた。 <p>③ 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うこと。一人ひとりの子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。</p>

(※「特別指導検査の結果について」より一部抜粋)

世田谷区立保育園改善に向けた取り組みについて

1 当該園における取り組み

- ・子どもの人権について園内研修を行った。研修内容について継続的に確認を行う。
- ・「当該保育園保育マニュアル」の見直し及び「子どもの人権を擁護するためのチェックリスト」、「安心・安全に体を休めるための午睡チェックリスト」を新たに作成し、全職員で活用することにより、「子ども中心の保育」が行われていることを職員全員で確認しながら保育を行っている。
- ・毎月のカリキュラム反省時に「保育所保育指針」、「世田谷区保育の質ガイドライン」の確認と子どもの権利と人権の尊重についての話し合いを行っていく。
- ・園長・副園長が中心となり、職員同士が様々な「気づき」を発信し合い、園全体で情報を共有することができるように、風通しの良い組織を再度構築していく。

2 各区立保育園での取り組み

- ・今回の報告を受け、園内の保育について振り返りを行い、出てきた課題等について共有し、改善が必要な事項については改善を実施。
- ・「子ども中心の保育」の園内研修の継続。（次年度以降も継続実施→内容について保育フォーラムで発表）
- ・全保護者へのアンケートを実施（不適切な保育についての項目を追加する）して自園の現状把握をして対応する。令和3年3月末までに全園の集計をしてHPで公表する。

3 区立保育園長会での取り組み

- ・子どもの人権PTを立ち上げ(令和2年12月)、下記の内容を令和3年3月16日までにまとめ、全園に周知を行い、令和3年4月から実施する。
(園長の役割、組織マネジメントの再確認、問題解決フロー図の作成、職員育成等)
- ・保育現場での子どもの人権養護の要となる副園長や主任についての役割の再確認と検討を行い、子どもの人権PTに提案する。

4 区立保育園副園長会での取り組み

- ・現状の把握と課題についてまとめ、副園長の立場から果たすべき役割について討議したまとめを令和3年3月をひと区切りとし、園長会に提出する。

5 保育課の取り組み

- ・当該園への支援（育成支援員による子どもの見守り、定期的な指導及び支援、職員の増員配置）
- ・職員研修については、上記1～4を踏まえた上で行うこととする。

- ①ミドル研修（2年間）を受講した研修生を招集して保育実践研修を実施する。
研修結果（保育の振り返りをする視点と手法等）を子どもの人権PTに提案する。
- ②令和3年度から中堅職員（10～20年目）、20年以上を対象とした「保育園におけるマネジメント研修」を新たに実施することを予定。

